

# 令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

## 1 提出要件

- ① 令和7年1月1日現在、阿蘇市に居住する従業員の給与支払報告書を、下記担当部署あてにご提出ください。他の市区町村あての報告書が混在しないようご注意ください。
- ② 既に退職された従業員については、退職日現在居住していた市区町村あてにご提出ください。
- ③ 給与収入金額が2,000万円を超える方や年末調整が不要な方も、給与支払報告書の提出は必要となりますのでご注意ください。

## 2 提出書類

- ① 総括表  
※本通知に同封しています。  
特段の事由が無い限り、全国共通様式の総括表ではなく、同封の様式をご利用ください。
- ② 給与支払報告書(個人別明細書)  
※個人別明細書はお近くの税務署で配布しています。  
様式のデータが必要な場合は、総務省ホームページ、阿蘇市ホームページ等で取得いただけます。

## 3 提出に際しての注意事項

- ① 給与支払報告書は、個人住民税の課税根拠となる重要な書類です。受給者氏名のフリガナ、生年月日を必ずご記入ください。また、本人、(源泉・特別)控除対象配偶者、及び扶養親族の個人番号もご記入ください。
- ② 住宅借入金額等特別控除の内訳、及び生命保険料の金額の内訳については、記載誤り・記載漏れが生じやすい項目ですので、特にご注意ください。
- ③ ご提出の際は、個人別明細書を徴収方法(特別徴収又は普通徴収)ごとに分けて、それぞれ総括表(阿蘇市提出用)を添付してください。※ホチキス針、のり等を使用せず、クリップや輪ゴムで留めて提出してください。
- ④ 熊本県及び県内市区町村は、個人住民税の特別徴収適正実施に取り組んでいます。制度概要については阿蘇市ホームページの掲載記事もご参照ください。



阿蘇市ホームページ「給与からの特別徴収」

[https://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/tax/municipal\\_tax/salary\\_collection/](https://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/tax/municipal_tax/salary_collection/)

## 4 定額減税額について

年末調整時に所得税額(住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額)から控除した定額減税の金額を、給与支払報告書の摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円」と記載してください。また、年末調整時に控除しきれなかった定額減税の金額がある場合は、「控除外額 ×××円」と記載してください。(控除しきれなかった金額が無い場合は「控除外額 0円」と記載してください。)

## 5 提出後の内容訂正について

当初ご提出いただいた給与支払報告書の内容に誤りがあった場合は、正しい内容に訂正した給与支払報告書を再作成し、用紙左上に赤字で「訂正分」と明記してご提出ください。

6 提出期限 令和7年1月31日(金曜日)まで

7 提出先 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1  
阿蘇市役所 税務課 市民税係